

高槻市成合南土地区画整理準備組合 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本組織は、高槻市成合南土地区画整理準備組合（以下「準備組合」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備組合は、高槻市成合南地区（以下「地区」という。）において、土地区画整理事業や土地の利活用に関する調査及び計画並びに関係権利者に対する啓発及び意見調整等を行うことにより、関係権利者の合意形成を推進し、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第2項の規定による土地区画整理組合の設立準備を円滑に行うことを目的とする。

(施行地区)

第3条 準備組合の施行地区は、高槻市成合南の町、成合東の町、日吉台六番町、大字成合の各一部とし、別添図に示す範囲とする。

(事業)

第4条 準備組合は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 土地区画整理組合の設立のために必要な調査、計画の検討、諸準備
- (2) 土地の利活用方策に関すること
- (3) 関係権利者の意見調整、土地利用意向の集約、同意書のとりまとめ及び総会の開催等に関すること
- (4) その他目的達成のために必要なこと

第2章 準備組合員

(準備組合員)

第5条 準備組合員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 第3条の別添図に示す範囲の土地の所有権又は借地権を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、準備組合が特に必要と認める者

(議決権)

第6条 準備組合員は、各1個の議決権を有する。ただし、宅地の所有権者又は借地権者が数人の共有に属するときは、その数人の代表者が1個の議決権を有する。

(届 出)

第7条 準備組合員は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を準備組合に書面をもって届け出なければならない。

- (1) 氏名もしくは名称又は住所に変更があったとき
- (2) 法人たる会員にあっては、その代表者の氏名又は主たる事務所の所在地に変更があったとき
- (3) 土地等の権利関係に移動があったとき

第3章 役員

(役 員)

第8条 準備組合に次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 役員は準備組合員の中から選任する。
 - 3 理事長、副理事長は理事の中から互選により選任する。
 - 4 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

第9条 各役員は、次の職務を行う。

- (1) 理事長は、準備組合を代表し、業務を総括する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は理事会を構成し、第4条に定める準備組合の業務の執行を決定する。
- (4) 監事は本準備組合の事業の状況等を監査し、その結果を報告する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、本準備組合の解散までとする。

- 2 役員が辞任その他の理由によって退任した場合、後任者は前任者の残任期間まで職務を行う。

(役員の仕事)

第11条 役員は、無報酬とする。ただし、旅費その他の責務の遂行に伴う実費については、この限りではない。

第4章 会議

(会 議)

- 第12条 会議は、総会及び理事会とする。
- 2 総会及び理事会は、理事長が招集する。
 - 3 総会の議長は、役員の中から選出する。
 - 4 理事会の議長は、原則として理事長が行う。

(総 会)

- 第13条 総会は、理事会で必要と認めたとき又は準備組合員の1/3以上から請求があったときに招集するものとする。
- 2 総会は、準備組合の最高意思決定機関であり、次の各号に掲げる事項を審議議決する。
 - (1) 規約の制定及び変更
 - (2) 役員を選任
 - (3) 土地利用計画の決定及び変更
 - (4) 第4条に掲げる事業運営に関する収支予算及び収支決算報告
 - (5) 借入金の借入及びその方法
 - (6) 解散に関すること
 - (7) 前各号に定めるもののほか、準備組合の運営等に関する重要な案件

(総会の議事等)

- 第14条 総会は、準備組合員の過半数以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数により決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 やむを得ない事由のため総会に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の者を代理人として表決を委任することで出席とみなす。

(理 事 会)

- 第15条 理事会は、第8条の理事で構成する。
- 2 理事会は、過半数以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数により決する。
 - 3 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議議決する。
 - (1) 土地区画整理組合設立や土地の利活用に必要な調査、検討に関すること
 - (2) 総会開催に必要となる関係図書の作成等に関すること
 - (3) 収支予算の執行とそれに係る諸手続きに関すること
 - (4) その他事業に関し、急を要する事項
 - 4 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(関係者の出席)

- 第16条 理事長は総会及び理事会等において、必要に応じ、地区内の団体から選任した顧問のほか、市関係職員並びに専門的知識を有する者等の出席を要請し意見を求めることができる。
- 2 前項に掲げる顧問は理事長が選任する。

第5章 会計

(会計)

第17条 準備組合の運営費は、借入金、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 本会計は、準備組合設立の日から、本組合設立の日までとする。

第6章 雑則

(解散)

第18条 準備組合は、次の場合に解散する。

(1) 土地区画整理組合が設立された場合

(2) 何らかの事由により、準備組合の遂行が不能となり、総会において解散の議決をした場合

(事務局)

第19条 準備組合は、事務局を設ける。

2 事務局は、高槻市成合中の町5番3号、成合公民館内に置く。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、準備組合の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

附 則 この規約は、総会の議決を経て、準備組合の設立の日から施行する。

(別添図) 高槻市成合南地区土地区画整理準備組合 施行地区図

